

諮問番号 6茅教総第127号
審査庁 茅ヶ崎市教育委員会教育長 竹内 清
事件名 6茅教指第187号行政文書一部公開決定処分取消請求事件

7茅情個審査答申第1号
令和7年4月14日

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

- 1 茅ヶ崎市教育委員会教育長が、令和6年10月2日付け6茅教指第187号で行政文書一部公開決定（同月15日付け6茅教指第198号で一部変更）した処分（以下「本件処分」という。）のうち、電子メールについては、文書の特定に不備があるためこれを取り消し、改めて文書を特定し決定を行うべきである。
- 2 本件処分において非公開とした部分のうち、別表に掲げるものを公開すべきである。
- 3 その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和6年9月18日、審査請求人は、茅ヶ崎市教育委員会から事務の委任を受けた茅ヶ崎市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、「茅ヶ崎市立小学校で発生した特定事案に関して、特定報道機関に回答した内容の作成経緯に係る一切の文書（電話応答のメモ、小学校と教育委員会のやりとり等を含む）」について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年10月2日、実施機関は、本件公開請求に対し、別紙に掲げる13件の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、行政文書一部公開決定処分を行った。
- 3 同月15日、実施機関は、行政文書一部公開決定通知書の別紙の記載に誤りがあったため、「行政文書一部公開決定通知書の一部変更について（通知）」を通知し、変更を行った。
- 4 同月18日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分を取り消すとの裁決を求める。
 - (2) 審査請求人の主張要旨
 - ア 行政文書の特定の不十分について
 - (ア) 実施機関は本件文書4について、「※学校と教育委員会の電子メールのやり取りの内、本件についての具体的な指示指令が含まれ、行政文書に該当するも

のは本電子メールのみ」と説明するが、審査請求人は、請求対象が本件についての具体的な指示指令が含まれるものに限る旨を実施機関に教示したことはない。したがって、本件についての具体的な指示指令が含まれるもの以外の行政文書についても公開対象として特定すべきである。

- (イ) 実施機関は、「資料の受領・送付に関する連絡や、資料内容の問い合わせ、日程等の確認等、簡単な口頭による連絡でも対応可能であり、また、特段そのやりとりを記録・保存し、担当以外の者に逐一共有するようなものでもない内容であれば」、実施機関の電子メールは組織共有性を有さないと弁明するが、「担当」内で共有されている以上、「担当」という実施機関の組織内で業務上必要なものとして利用・保存されているものといえ、また、「逐一」共有するものでなかったとしても、電子メールを受信した職員が、当該電子メールの内容を敷衍して担当、課等の実施機関の組織内に共有したり、業務上の指示に用いたりすれば、実施機関の組織内で業務上必要なものとして利用・保存されているものといえる。
 - (ウ) 本件事案において、実施機関の一職員が、本件事案の生じた学校とのやりとりを何ら「担当」内外で組織的に利用・保存せず、本件事案への対処を行うことができたと考えるのは全く不可能である。
 - (エ) 実際、公開文書は、「学校教育指導課代表」の電子メールアドレスから「管理職」の電子メールアドレスに送付されており、少なくとも実施機関内で「学校教育指導課」と「管理職」レベルの双方で共有されていたものであるとみられる。実施機関は再度特定すべき行政文書が他にないか精査し、所要の行政文書を公開すべきである。
- イ 個人情報非該当性及び関連する理由付記の不十分について
- (ア) 本件文書2から本件文書4までの文書に係る「学校名、校長名」及び本件文書10の文書に係る「学年、クラス及び担当教諭の名」については、関係する児童及び保護者が識別され、若しくは識別され得るとは考えられず、また、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとも想定しがたいから、条例第5条第1号に該当せず、公開すべきである。
 - (イ) 例えば、学校名が明らかになったことを前提として、個人まで識別することは困難であろう。「地域（保護者）のつながり」等から個人を識別可能な地域住人は、本件処分で非公開とされた情報がなくとも本件事案に関する個人を識別できる者であるというべきであり、そのような者にとっての個人識別性を前提として条例第5条第1号に該当するかどうかを判断することは相当ではない。
 - (ウ) 本件文書4について、「学校名、校長名」は、「学校での出来事に関する具体的な質問」ではなく、理由付記に明らか不備があるから、本件処分の取消しの理由となる。
 - (エ) 本件文書2に係る「当該児童の保護者からもらった具体的な質問及びそれに対する回答」、本件文書3に係る「当該児童に対する具体的な支援の対応経過」、本件文書4に係る「取材に向けた具体的な確認指示内容の内、現時点で報道されていない部分」、本件文書6から本件文書10までの文書に係る「取材に向けた回答内容の内、現時点で報道されていない部分」及び本件文書11から本件文書13までの文書の全部については、関係する児童及び保護者がどのように識別され、又は識別され得るのか。あるいは当該個人のどのような権利利益が

どのように害されるおそれがあるのかについて何ら説明がない。これらについては、理由付記に明らかな不備があり、本件処分の取消しの理由となる上、条例第5条第1号に該当しない部分については、公開すべきである。

(オ) 実施機関が「個人のプライバシー権を害するおそれがあることは明らかである」及び「プライバシー権という権利利益に関する情報である」と弁明する点について、条例第5条第1号が、国の情報公開制度（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号））と同様、「プライバシー情報型」ではなく、「個人識別情報型」の規定を採っていることからしても、プライバシーの概念から同号該当性を論ずることはできない。したがって、審査請求書のとおり、本件処分における非公開情報のうち、条例第5条第1号に該当しない部分については、公開すべきである。

ウ 法人情報非該当性及び関連する理由付記の不十分について

(ア) 本件文書5から本件文書9までの文書に係る非公開情報のうち、「報道機関名」及び本件文書5の文書に係る非公開情報のうち「取材態様、質問内容に係る部分」のうち公開されることにより、当該報道機関独自の具体的な取材の着眼点が明らかになる部分を除く部分については、条例第5条第2号に該当せず、公開すべきである。

(イ) 報道機関の取材内容というものは、基本的な事実関係の照会から、実施機関のこのような深掘りの内容や、確認の着眼点そのものに報道機関の独自性が現れているものまで、様々な段階に区分されるとみるべきであり、前者のような「単なる」事実関係の取材についてまで、報道機関の競争上の地位の土台となり得るような内容は含まれているとは考えられない。本件処分の個々の非公開部分においては、重要な照会もあれば、そうでない部分もあるものである。したがって、当該報道機関独自の具体的な取材の着眼点が明らかになる部分を除く部分については、条例第5条第2号に該当せず、公開すべきである。

(ウ) 条例第5条第2号に該当する具体的な理由について説明しない本件文書5から本件文書9までの文書に係る非公開情報に係る理由付記には明らかな不備があり、本件処分の取消しの理由となる。

2 実施機関の主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 実施機関の説明要旨

ア メールやメモの全てが行政文書にあたるわけではなく、精査したうえで公開の判断をしていること。

資料の受領・送付に関する連絡や、資料内容の問い合わせ、日程等の確認等、簡単な口頭による連絡でも対応可能であり、また、特段そのやりとりを記録・保存し、担当以外の者に逐一共有するようなものでもない内容であれば、そのメール文は電話や口頭によるやりとりと同様に、一過性の意思伝達を行ったものであり、業務上必要なものとして利用し、又は保存されている状態には至っていないといえる。したがって、そのような内容のメールは、「組織的に用いるものとして保有している」には該当しない。

また、メールや職員の個人のメモの内容事態が「組織的に用いるものとして保有している」ものでなくても、組織内の打ち合わせで参考資料として配付・共有等がされれば、「組織的に用いるものとして保有している」といえる。

今回、本件公開請求にあたって以上のような観点から、「組織的に用いるものとして保有している」といえるような内容のメールやメモがないか精査した結果、具体的な指示命令が含まれる本件文書4のメールが、「組織的に用いるものとして保有している」といえると判断し、行政文書に該当すると判断した。

イ 本件文書2、本件文書3及び本件文書10における「学校名、校長名、学年、クラス及び担当教諭の名」が特定個人の識別につながり得ること。

本件においては既に本件に関わる児童の学年、事案の発生時期、学級担任の性別等の情報は報道されており、更に、市内の学校の規模や地域（保護者）のつながりといった実情も踏まえれば、本件で学校名、校長名、学年、クラス及び担当教諭の名前といった情報が地域に知られれば、本件に関わる個人が識別される可能性は十分ある。

したがって、「学校名、校長名、学年、クラス及び担当教諭の名」は、条例第5条第1号の特定の個人が識別され得るものにあたる。

ウ 「学校名、学校長名（直接の質問文以外のメールの送信先の特定に係る部分）」が「学校での出来事に関する具体的な質問」に含まれること。

メールの学校名や学校長名の部分も、「学校での出来事に関する具体的な質問」に関する情報に含まれる。

したがって、本件文書4の学校名や学校長名の部分も含め、学校での出来事に関する具体的な質問とした理由付記に漏れはない。

エ 本件文書2の「当該児童の保護者氏名、学校名、校長名、当該児童の保護者からもらった具体的な質問及びそれに対する回答」が、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることは明らかであること。

- ・「当該児童の保護者氏名」が特定の個人（当該児童の保護者）の識別につながる情報であることは明らかである。
- ・「学校名、校長名」が特定の個人を識別され得るものであること、この点特段説明を尽くさなくても一般に理解されていることはイのとおりである。
- ・当該児童の保護者自身が発信した具体的な質問が、個人の権利利益（プライバシー）を害するおそれがあることは明らかである。
- ・回答内容は、質問を受けてのものであるから、回答内容からどのような質問があったかを推知できるため、個人のプライバシー権を害するおそれがあることは明らかである。

以上のように、より丁寧・詳細な補足・解説をすること自体は可能だが、本件処分において、非公開部分がどのような内容であり、それがどのような側面・性質を有しており、それがどの条文に該当するかの要素は示しているのであって、非公開部分の説明としては必要十分尽くされている。

オ 本件文書3の「当該児童に対する具体的な支援の対応経過」が、特定個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることは明らかであること。

「当該児童に対する具体的な支援の対応経過」という記載から、非公開部分が、当該児童が、具体的にいつ、どこから、どのような支援を受けてきたのかという情報であることは明らかである。また、こういった情報の中に、当該児童の識別につながるものや、つながり得るものが含まれること、広く個人の権利利益（プ

ライバシー)を害するおそれがある情報であるのは明らかである。

また、エ同様、別紙のとおり、本件処分においては、非公開部分がどのような内容であり、それがどのような側面・性質を有しており、それがどの条文に該当するかの要素は示しているのであって、非公開部分の説明としては必要十分尽くされている。

カ 本件文書4の「取材に向けた具体的な確認指示内容の内、現時点で報道されていない部分」、本件文書6から本件文書10の「取材に向けた回答内容の内、現時点で報道されていない部分」が、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることは明らかであること。

今回、本件文書4及び本件文書6から本件文書10については、「取材に向けた具体的な確認指示内容の内、現時点で報道されている部分」を公開している。そして、公開部分は、本件に関する、当時の学校対応や当事者のやりとりを踏み込んだ情報が出されているのであるから、非公開部分が、同様の学校対応の具体に関する内容であることは明らかである。

学校対応の具体というのは児童や保護者のプライバシー権という権利利益に関する情報である。また、そういった情報が、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかである。

そして、エ同様、別紙のとおり、本件処分においては、非公開部分がどのような内容であり、それがどのような側面・性質を有しており、それがどの条文に該当するかの要素は示しているのであって、非公開部分の説明としては必要十分尽くされている。

キ 本件文書本件11から本件文書13までの「児童・生徒や保護者が学校に伝えた内容」を除く部分の存否について

本件文書11は、いつ、児童の誰が、何を話したという児童・生徒が学校に伝えた内容以外に何ら記載はない。

本件文書13は当該児童の保護者が学校に宛てて作成した文書である（なお、本件文書12も宛名の他同じ内容である）から、その文書の記載全てが「児童・生徒や保護者が学校に伝えた内容」であるのは明らかである。

学校対応の具体というのは児童や保護者のプライバシー権という権利利益に関する情報である。また、そういった情報が、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかである。

そして、エ同様、別紙のとおり、本件処分においては、非公開部分がどのような内容であり、それがどのような側面・性質を有しており、それがどの条文に該当するかの要素は示しているのであって、非公開部分の説明としては必要十分尽くされている。

ク 「報道機関名」非公開の理由について

限られた時間の中で取材を行う中で、各報道機関によって着目する部分や質問の切り口、深掘りする内容は異なる。

したがって、各報道機関が同じ事件についての取材を行っても、取材で得られるものに差が生じ、ひいては報道内容に差が生じるのであり、また、この差こそが、報道機関の競争上の地位の土台となっているといえる。そして、ニュース記事ではその記事を作成した記者名が公開されることも多く、記者名を示せば、その所属する報道機関名（つまり、取材した報道機関）が特定される可能性は十分ある。

更に、報道機関は、裁判上も取材源の秘匿（証言拒絶）が認められていること、何月何日に、茅ヶ崎市教育委員会に取材をしたのかについては、報道上明らかにしていないことも踏まえれば、いつ、どの報道機関が、茅ヶ崎市教育委員会に取材対応をしたのかといった点について報道機関の承諾もないまま公開することになるが、その報道機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは十分あるといえる。

また、エ同様、別紙のとおり、本件処分においては、非公開部分がどのような内容であり、それがどのような側面・性質を有しており、それがどの条文に該当するかの要素は示しているのものであって、非公開部分の説明としては必要十分尽くされている。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書について

審査請求人は、「茅ヶ崎市立小学校で発生した特定事案に関して、特定報道機関に回答した内容の作成経緯に係る一切の文書（電話応答のメモ、小学校と教育委員会のやりとり等を含む）」について、本件公開請求を行った。

実施機関は本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象文書の特定が不十分であること、並びに個人情報及び法人情報に該当しないことを理由として、本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下検討する。

2 処分の妥当性について

(1) 行政文書該当性について

条例第4条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定しており、公開請求の対象を行政文書としている。

また、行政文書については、条例第3条第1項で、「この条例において、『行政文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

実施機関は、本件対象文書として特定した本件文書4以外にも当該事案に係る電子メールは存在するが、簡単な口頭による連絡でも対応可能なものであって、また、特段そのやりとりを記録・保存し、担当以外の者に逐一共有するようなものでもない内容であることから、これらの電子メールは一過性の意思伝達を行うものにすぎず、業務上必要なものとして利用又は保存される状態には至っておらず、「組織的に用いるものとして保有して」いないため行政文書には該当しない、と主張する。

しかし、当審査会が確認を行ったところ、実施機関と学校とのやりとりは、学校教育指導課代表と当該小学校管理職という組織の電子メールアドレスを使用して行われており、また、内容も職務上のものであるとのことであった。

組織の電子メールアドレスを用いて職務上の連絡のために送受信されたものは、「組織的に用いるものとして保有している」ものであるといえる。

よって、本件事案に係る実施機関と学校とのやりとりの電子メールは、条例第3条第1項に規定する行政文書と認められることから、実施機関はこれらの電子メールについても本件公開請求の対象とした上で、改めて条例に基づき公開・非公開の判断を行うべきである。

(2) 個人情報該当性について

条例第5条第1号は、「個人に関する情報…(略)…であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定する。

本件対象文書のうち、実施機関が条例第5条第1号に該当するとして非公開とした「当該児童の保護者氏名」、「学校名」、「校長名」、「当該児童に対する具体的な支援の対応経過」、「取材に向けた具体的な確認指示内容の内、現時点で報道されていない部分」、「関係する児童及び保護者の氏名」、「学年」、「クラス及び担当教諭の名」、「関係する児童及び保護者の言動」及び「関係児童らの当初の聞き取り内容」について、氏名は特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、氏名等が記載されていなくとも、当該児童及び関係児童の言動、学年、クラス、学校名、校長名、担当教諭名及び学校の対応等から、又はこれらの情報と容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるから、これらの情報は特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

また、実施機関が条例第5条第1号に該当するとして非公開とした「当該児童の保護者からもらった具体的な質問及びそれに対する回答部分」、「取材に向けた回答内容の内、現時点で報道されていない部分」及び「当該児童の保護者作成質疑応答並びに要望書のお願い」について、特定個人から提出された質問や要望は個人の思想信条に関する情報であり、かつ、特定個人とのやりとりは、個人の私的事項に関する情報で社会通念上他人に知られたいくないものであることから、これらの情報は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

他方で、同号ただし書アからエまでに該当する事情も認められない。

よって、上記に掲げた実施機関が非公開とした部分は、条例第5条第1号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(3) 法人情報該当性について

条例第5条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定する。

実施機関は、同号の判断に当たり、取材源の秘匿を理由に非公開とした旨主張するが、取材源の秘匿とは、報道機関が取材源の公開を求められた際にその公開を拒む権利であり、取材源である市自らがその情報について、取材源の秘匿を理由に報道機関による取材に係る全ての情報を非公開と判断することは適当とはいえない。

よって、本件対象文書のうち実施機関が同号に該当するとして非公開とした「報道機関名」、「肩書」、「担当者名」、「取材態様」及び「質問内容に係る部分」について、同号に規定する「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」か否かについて検討を行う。

本件対象文書のうち実施機関が同号に該当するとして非公開とした、「肩書」及び「担当者名」については、当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第5条第1号に該当し、実施機関がこれを非公開としたことは結論として妥当である。

また、「質問内容に係る部分」については、公にされた場合、当該報道機関の取材の手法やどのようなテーマや着眼点で取材を行っているかが明らかになるとともに、どのような情報を収集したのかといった取材の成果を推測させることとな

り、これによって報道内容の独自性が損なわれるなど、当該報道機関の競争上の地位を害するおそれがあると認められるため、条例第5条第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

他方、「報道機関名」及び「取材態様」については、公開されることにより、報道機関独自の具体的な着眼点が明らかになるとは言い難いため、当該報道機関の競争上の地位を害するおそれがあると認められない。

よって、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に掲げるものを公開すべきである。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

以上のことから、当審査会は「第1 結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

令和 6年12月27日	諮問受理
令和 7年 1月29日	審議（令和6年度第3回審査会）
令和 7年 3月28日	審議（令和6年度第4回審査会）
令和 7年 4月14日	答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

鈴木 慎一

原口 佳誠

福島 利宗

全部公開 ※条例：茅ヶ崎市情報公開条例

No.	公開請求に係る行政文書の名称又は内容	公開することができない部分	公開することができない理由
1	取材を受けた各報道機関宛、茅ヶ崎市教育委員会作成「関係児童側の情報に係る一部情報開示と、報道に当たってのお願いについて」	なし	-

一部非公開

No.	公開請求に係る行政文書の名称又は内容	公開することができない部分	公開することができない理由
2	当該児童の保護者宛、茅ヶ崎市教育委員会及び当該学校作成「回答書」	当該児童の保護者氏名、学校名、校長名、当該児童の保護者からもらった具体的な質問及びそれに対する回答部分	関係する児童及び保護者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第5条第1号により非公開
3	当該児童の保護者宛、当該学校作成「経過のご報告」	当該児童の保護者氏名、学校名、校長名及び当該児童に対する具体的な支援の対応経過	
4	教育委員会から当該学校への指示メール※学校と教育委員会のメールのやり取りの内、本件についての具体的な指示命令が含まれ、行政文書に該当するものは本メールのみ	学校名、校長名及び取材に向けた具体的な確認指示内容の内、現時点で報道されていない部分	学校での出来事に関する具体的な質問については、関係する児童・生徒及び保護者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第5条1号により非公開（教育委員会より取材で情報提供をし、既に報道された情報に係る部分については、同号但し書きの「慣行として公にされている情報」に該当するので、公開）
5	某報道機関宛、教育委員会作成「ご連絡」	報道機関名、取材態様、質問内容に係る部分	報道機関の取材態様・内容といった取材方法に関する情報は、公開することにより同報道機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号アにより非公開
6	某報道機関宛、教育委員会作成「報告書」	①報道機関名 ②取材に向けた回答内容の内、現時点で報道されていない部分	①No.5と同じ ②No.2と同じ
7	某報道機関宛、教育委員会作成「報告書2」		
8	某報道機関宛、教育委員会作成「報告書3」		
9	当該児童保護者宛、教育委員会作成「報告書3」		
10	題名なし（当該学校が作成、本件対応経過の概要をまとめた時系列表）	関係する児童及び保護者の氏名、学年、クラス及び担当教諭の名、並びに言動に係る部分	No.2と同じ

全部非公開

No.	公開請求に係る行政文書の名称又は内容	公開することができない部分	公開することができない理由
11	題名なし（当該学校が関係児童らの当初の聞き取り内容を整理した際の資料）	全部	児童・生徒や保護者が学校に伝えた内容は、関係する児童・生徒及び保護者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第5条第1号により非公開
12	当該児童の保護者作成、茅ヶ崎市教育委員会宛「質疑応答並びに要望書のお願ひ」	全部	
13	当該児童の保護者策作成、当該学校宛「質疑応答並びに要望書のお願ひ」	全部	

本件対象文書の公開すべき部分「報道機関名」、「取材態様」

本件文書	頁	公開すべき部分
5	1	2行目1文字目から9文字目まで
		10行目4文字目から21文字目まで
		11行目4文字目から39文字目まで
		12行目1文字目から23文字目まで
		13行目5文字目から12文字目まで
		14行目1文字目から13文字目まで
		15行目1文字目から8文字目まで
		16行目5文字目から40文字目まで
		17行目1文字目から29文字目まで
6から8	1	2行目1文字目から9文字目まで
7	6	3行目3文字目から8文字目まで
9	1	1行目10文字目から15文字目まで
		5行目1文字目から9文字目まで

備考1 文字数は1行に記録された文字を左詰めにして数え、記号は1文字として数える。

2 空白は行、文字数に数えない。